

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 4 月 2 日（火）第3507号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 4
- 保安林の指定予定の通知（2件）（森づくり推進課取扱い） 5
- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 6
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 6
- 都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 6
- 証紙販売人の指定の解除（会計課取扱い） 6
- 証紙販売人の指定（会計課取扱い） 6

公 告

- 平成31年度調理師試験公告（健康増進課取扱い） 7
- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 8

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 11

告 示

鹿児島県告示第331号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により，次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成31年 4 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市，阿久根市，指宿市，日置市，志布志市，南九州市，大崎町，東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成31年 5 月 14 日から同年 6 月 28 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け，又は受けるおそれがある樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて，3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し，同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成31年7月10日（水）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年月日から 年月日まで	人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第332号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成31年5月14日から同年6月28日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、平成31年7月10日（水）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる

措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積	
	ヘクタール	本又は株	立方メートル	
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用		
		種別	数量	単価
		人夫	人	円
		薬剤	リットル	円
		その他		円
		計		円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

日置市吹上町永吉字山口9871番、9872番、9878番1、9878番4、9879番2、字登尾9885番1、9885番3、9886番、9886番2、9886番5、9887番から9889番まで、9893番、9896番、9900番2、9910番1、9910番3、字小原9933番1、9935番1、9937番1、9937番2、字井穴迫9938番、9939番、9950番、9951番、9955番から9957番まで、9960番から9962番まで、9964番、9965番2、字宮脇9977番、字射場宇都10070番、10071番1、字轟平10183番、10184番1、10184番2、10185番1から10185番3まで、10187番、10187番4

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市祁答院町藺牟田字辻3589番、3590番、3593番、3618番3（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

始良郡湧水町木場字上長谷2275番2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第336号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成31年 4 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
新村病院	鹿児島市西田二丁目26番20号

2 認定の有効期限

平成34年 3 月19日

鹿児島県告示第337号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、霧島市長から平成30年11月2日鹿児島県告示第990号で告示した公共測量の実施は、平成31年3月15日終了した旨の通知があった。

平成31年 4 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成31年 4 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 都市計画の種類

加世田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

加世田都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び南薩地域振興局建設部土木建築課並びに南さつま市建設部都市整備課

4 縦覧期間及び時間

平成31年 4 月 2 日から同月16日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第339号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第1項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

平成31年 4 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
有限会社アール・ エス・エス県庁書 店 代表取締役 坂木貞剛	鹿児島市鴨池新町10番 1号	鹿児島市鴨池新町10番 1号 鹿児島県庁内	平成31年 3 月29日

鹿児島県告示第340号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成31年 4 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
鹿児島県職員生活 協同組合 理事長 梶尾敏宏	鹿児島市鴨池新町10番 1号	鹿児島市鴨池新町10番 1号 鹿児島県庁内	平成31年 3 月 26日

公 告

平成31年度調理師試験公告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成31年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成31年 4 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 試験期日

平成31年 8 月 20日（火）午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで（正午までに試験場に入場すること。）

2 試験場

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。

- (1) 公衆衛生学
- (2) 食品学
- (3) 栄養学
- (4) 食品衛生学
- (5) 調理理論
- (6) 食文化概論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者で、次に掲げる施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 寄宿舎、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
- (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業、同条第14号に掲げる魚介類販売業又は同条第32号に掲げるそうざい製造業

5 受験手数料

6,200円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業証書の写し等）

ウ 調理業務従事証明書

エ 戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）。ただし、ア、イ及びウに記載された氏名が同じである場合は、必要ない。

オ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名を記載したもの）

カ 受験手数料（6,200円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼り付けて提出するこ

と。)

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する保健所（鹿児島市又は県外に居住する受験希望者にあつては、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「調理師試験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

平成31年6月3日（月）から同月7日（金）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成31年6月7日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書及び調理業務従事証明書の用紙の交付

受験願書及び調理業務従事証明書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成31年9月27日（金）午前10時に鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課、県の各保健所及び県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者には郵送により合格通知書を交付する。

11 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課（電話099-286-2717）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格通知書を返還させる。

(3) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（総得点及び科目別得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課又は受験願書を提出した保健所とする。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成31年4月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
ライフル射撃競技用電子標的システム 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成31年4月2日から同月9日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成31年5月14日午前11時00分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年5月14日午前11時30分
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書

による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Electronic scoring systems for rifle shooting competition:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 14 May 2019
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3826
FAX 099-286-5643

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成31年4月2日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P A 緋弾のエリア A A J A 設定付	株式会社 J F J	8P1417
ぱちんこ遊技機	P 緋弾のエリア III F U Z 設定付	株式会社 藤商事	8P1383
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ新必殺仕置人 K 3	京楽産業. 株式会社	9P0040
ぱちんこ遊技機	P 戦国乙女 5 M 1 B U 2 S	株式会社 アムテックス	8P1285
ぱちんこ遊技機	P ハイスクール D × D Z A	株式会社 ソフィア	9P0036
回胴式遊技機	S ガールズ & パンツァー G / L 4	株式会社 オリンピア	9S0106